

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給料・平均年齢等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
久米南町	45.7 歳	4 人	233,475 円	236,900 円	233,475 円				
うち給食調理員	45.7 歳	4 人	233,475 円	236,900 円	233,475 円	調理師	42.3 歳	233,500 円	1.0
岡山県	47.4 歳	534 人	339,294 円	391,307 円	362,025 円				
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円				
類似団体	49.4 歳	8 人	302,249 円	325,327 円	319,878 円				

1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 「岡山県」の数値は岡山県職員、「国」の数値は国家公務員のデータである。

5 「類似団体」は、人口の規模、産業構造が類似している団体の数値である。

6 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16～18年の3ヶ年平均)

7 技能労務職の職種と民間の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
					1			1	1	1			4

(3) その他給与に関する事項

ア. 給料表

行政職給料表(二)の4級まで適応。

イ. 手当等

扶養手当、通勤手当、住居手当等、一般職に準じて支給。特殊勤務手当支給なし。

ウ. 昇給基準

一般行政職に準じ、毎年1月1日に4号給(57歳をこえる場合は2号給)を基準として昇給する。

2. 基本的な考え方

退職者は原則不補充とし(技能労務職員の新規採用は実施していない。)現在の技能労務職員は高齢化になるため定年退職により職員数は自然減となる。

3. 具体的な取組内容

給与構造見直しの実施

4. その他

今後も町の財政健全化に向けて、事業全体の見直しを進め、一般職員と同様、技能労務職員の適正化を図っていく。また、退職者の原則不補充という方針を継続し、人件費の更なる抑制に努める。